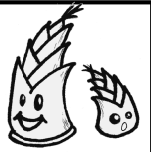


竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第22号



竹ん子の会 会長 吉井博

電話 090-4473-7798

平成25年5月10日

第10回裁判(口頭弁論)が行われました

5月10日、小雨の降る中、大勢の方に傍聴に来ていただきました。

おかげ様で、72名の傍聴席と10名の原告席が満席になりました。傍聴に来ていただいた皆様に感謝いたします。

口頭弁論10回目という節目を迎え、吉井会長が「町民の税金3億円が消えた!?責任はどこに」「町監査委員の勧告に従い責任を認めよ」と云う住民の当初からの思いを、改めて力強く読み上げ入廷しました。



今回の口頭弁論では2名の裁判官が交代され、期待と不安の面持ちで裁判の進行をみつめました。

新たな裁判長、中村心判事は、「補助金の支出を含めた全容を知る者と会社の資金調達及び事業計画について知る者については証人尋問は必須である」と自ら発言され、真実を知りたいと思われている気持ちが伝わり傍聴者一同感激をしました。

その後、板井弁護士がこれまでの経過と問題点や、町民が望んでいる証人尋問の時期などについて、力強く意見陳述をされました。板井弁護士の意見陳述の前に証人尋問の時期について明言されていたので、「早く証人尋問に入っていただきたいということについては必要ないですね」と言う一幕があり、弁護団も中村裁判長の姿勢に驚きを感じられていました。

裁判が終わり、京町会館に移動し、今回の口頭弁論の内容について、3名の弁護士の先生から説明を受けました。

その後、御船町に帰って、30名の皆様と昼食を共にし談笑しながら楽しいひと時を過ごしました。

平成25年度 ご支援のお願い!

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

秋にはいよいよ「証人尋問」です！

被告(町)は、私たち住民の訴えを「門前払いにすべき」と主張してきました。ですが、裁判所は補助金の支出だけでなく、会社の自己資金調達や事業計画についても確かめたいと明言してくれました。

7月5日の口頭弁論で、誰を証人として呼ぶのかが決まります。その後、証人の陳述書が裁判所に提出され、秋が深まる頃証人尋問になる予定です。

無責任！ 被告(町)の新たな主張

御船竹資源開発㈱の社長...氏は、補助金約1500万円を不正流用した罪で罰金刑に処せられました。

その取調べの調書の中で、...氏は補助金を「融資を受けるための経費に使ってよいか」と尋ねたところ御船町役場の担当職員が「補助金は機械購入など申請したものにしか使えない。すぐに埋め戻してください」などと答え、「**被告(町)も...氏らの補助金不正流用を知っていた**」と述べています。

これに対して被告(町)は、第5準備書面の中で、...氏から「補助金を融資を受けるための経費に使ってよいか」と尋ねられたことは認めました。

しかし、「すぐに埋め戻してくださいなどと発言したこともなければ、**不正流用の事実なども知らなかった**」「...氏がそのようなことを言っているのは**自己の刑責を矮小化しようとしているか、(警察・検察による)調書の録取が不正確**だからである」と主張しています。

責任の^{なす}擦り合いにはあきれてしまいます。

第11回裁判(口頭弁論)の日時が決まりました！

日時 平成25年7月5日(金) 午前10時30分～

皆様是非、熊本地裁へ傍聴においで下さい。

…大切にしたいこと…

・御船竹バイオマス問題の真相究明



・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。

「竹ん子の会」のホームページもご覧ください URL <http://takebio.mifune.org/>